

空き家の解体を支援します

昭和村空き家解体補助金

▶ 問合せ・申請先 企画課広報統計係 ☎ 24-5111 (内線141)

村は、令和4年度から空き家の解体工事費の一部を助成する制度を実施します。なお、補助金の交付は対象者1人につき1回まで、交付決定前の着工は補助対象外となりますのでご注意ください。(令和8年度まで)



補助金額

補助金額 **最大50万円**

(補助対象工事に要する費用の1/2)

対象の空き家

※次の全てに該当

- ・村内にあり、個人が所有する空き家である。
- ・1年以上住んだり使われたりしていない。
- ・一戸建ての住宅か、併用住宅である。
- ・所有権以外の権利が設定されていない。
- ・公共事業による移転などの補償対象でない。
- ・不動産販売や貸付、駐車場経営などを業とするものに行う解体でない。
- ・村が扱う他の同様の補助金を受けていない。

補助対象者

※次の全てに該当

- ・空き家の登記事項証明書に所有者として記載された方。(未登記の場合は固定資産課税台帳に登録された方)ただし、所有者が死亡している場合はその法定相続人。
- ・本人やその世帯全員が、村税などを滞納していない。
- ・空き家所有者と土地所有者が異なる場合は、解体について土地所有者全員の同意が得られている。
- ・村暴力団排除条例に規定する暴力団員などでない。

補助対象者

交付決定前の着工は対象外です

- ・空き家の全てを解体、撤去し更地にする工事。
- ・村内や利根沼田管内に本店か主要な事業所がある事業者が施工する工事。
- ・解体工事にかかる建設業法の許可、または建設リサイクル法の登録を受けた事業者が行う工事。

手続きの流れ

補助金を受けるには、様々な条件や提出していただく必要書類があります。まずは企画課広報統計係へご相談ください。

◎申請者が行います

補助金の交付を申請する

交付決定が通知される

解体工事に着手する

解体工事が完了する

◎申請者が行います

完了実績報告を提出する

補助金確定が通知される

◎申請者が行います

補助金を請求する

補助金が振り込まれる